

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、市長及び教育委員会の事務部局に属する職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別表第1から第3まで及び別表第7に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別表第4から第7までに定める事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に定める事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせるこ

と。

(2) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から職員による不当な差別的取扱い又は職員の合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「職員による障害を理由とする差別に関する相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第6条 障害者等からの職員による障害を理由とする差別に関する相談等に的確に対応するため、次の課に相談窓口を置く。

(1) 福祉部障害福祉課

(2) 企画部人事課

(3) 教育振興部総務課

2 職員による障害を理由とする差別に関する相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用いて対応するものとする。

3 第1項の相談窓口は、障害者等から職員による障害を理由とする差別に関する相談等の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取する等必要な確認をした上で、該当する職員が所属する課（以下「主管課」という。）に報告するものとする。

4 主管課は、前項の報告を受けた場合において、対処する必要があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を採用するものとする。

（研修及び啓発）

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号

) 等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 前項の啓発を行うに当たっては、職員が障害の特性を理解するとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために、マニュアル等の活用により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。